

新 旧 対 照 表

<p style="text-align: center;">新</p> <p style="text-align: center;">高知県公立高等学校修学支援事業（学び直しへの支援） 実施要領（抜粋）</p>	<p style="text-align: center;">旧</p> <p style="text-align: center;">高知県公立高等学校修学支援事業（学び直しへの支援） 実施要領（抜粋）</p>
<p>第1条～第2条（略）</p> <p>（支給の対象）</p> <p>第3条 支給の対象となる者は、県内の公立高等学校に在学する者のうち、<u>次の各号</u>に掲げる要件を全て満たす者（以下「受給権者」という。）とする。</p> <p>（1）～（8）（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（支給の期間及び額）</p> <p>第4条 学び直し支援金の支給期間は、最大で12月（高等学校等（定通）は24月）とする。</p> <p>2（略）</p> <p>3 学び直し支援金の額は、支給対象高等学校等の授業料の月額に相当する額（表1 <u>に掲げる</u> 支給限度額を超える場合にあっては、支給限度額）とする。</p> <p>第5条（略）</p>	<p>第1条～第2条（略）</p> <p>（支給の対象）</p> <p>第3条 支給の対象となる者は、県内の公立高等学校に在学する者のうち、<u>次</u>に掲げる要件を全て満たす者（以下「受給権者」という。）とする。</p> <p>（1）～（8）（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（支給の期間及び額）</p> <p>第4条 学び直し支援金の支給期間は、最大で12月（高等学校等（定通）は24月）とする。</p> <p>2（略）</p> <p>3 学び直し支援金の額は、支給対象高等学校等の授業料の月額に相当する額（表1 <u>の</u> 支給限度額を超える場合にあっては、支給限度額）とする。</p> <p>第5条（略）</p>

(受給資格の認定)

第6条 学び直し支援金の支給を受けようとする者は、様式1による受給資格認定申請書（以下「認定申請書」という。）に保護者等の課税所得額（課税標準額）、市町村民税の調整控除額等を証明する書類等（以下「課税証明書等」という。）を添えて、県立高等学校長又は市町村（以下「学校長等」という。）に提出しなければならない。

2～4 （略）

第7条～第24条 （略）

附 則 （略）

附 則 （略）

附 則 （略）

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年6月9日から施行し、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現にあるこの要領による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要領による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要領の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(受給資格の認定)

第6条 学び直し支援金の支給を受けようとする者は、様式1による受給資格認定申請書（以下「認定申請書」という。）に保護者等の課税所得額（課税標準額）や市町村民税の調整控除額等を証明する書類（以下「課税証明書等」という。）を添えて、県立高等学校長又は市町村（以下「学校長等」という。）に提出しなければならない。

2～4 （略）

第7条～第24条 （略）

附 則 （略）

附 則 （略）

附 則 （略）

(新設)

様式 1 (表面) 略

様式 1 (表面) 略

【3. 保護者等の収入の状況について】

(1) 学び直し支援金の支給を受けようとする時期の区分 (いずれかの□にレ印を付けてください。)

4月～6月 (前年度の課税証明書等を添付) 7月～翌年6月 (今年度の課税証明書等を添付)

(2) 月1日時点 (□欄は申請・届出を行う月を記入。) における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。(次の①から⑧までのいずれかの□にレ印を付けてください。)

(2) - 1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。

①	<input type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分 生徒が未成年(18歳未満)であり、親権者(両親)が2人存在する場合
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分 (アからウまでのいずれかの□にレ印を付けてください。) (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、⑤から⑧までのいずれかの□にレ印を付けてください。)
	<input type="checkbox"/>	ア 親権者の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかなる場合 (配偶者控除をうける親権者の市町村民税所得割額が30万円を超える場合を除く。)
	<input type="checkbox"/>	イ 親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割が課されていない場合
	<input type="checkbox"/>	ウ ・離婚、死別等により親権者が1名の場合、⑨親権がない場合は⑤-ウ ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人 <input type="text"/> 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。)
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(以下「主たる生計維持者」という)(両親等)2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	<input type="checkbox"/>	主たる生計維持者1名分(アからウまでのいずれかの□にレ印を付けてください。)
	<input type="checkbox"/>	ア 生徒が在学中に成人した場合で、両親の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかなる場合
	<input type="checkbox"/>	イ 主たる生計維持者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合
	<input type="checkbox"/>	ウ ・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等
⑥	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、 ・成人に達している場合、 ・未成年であるが市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等

(2) - 2 次の理由により、課税証明書等を添付しません。

⑦ 所得確認の対象が生徒本人 (親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合等) であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

⑧ 親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割を課されていない場合

(3) 課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄(⑦又は⑧)にレ印を付けた場合は不要です。) なお、(1)の課税証明書等の内容が、この事業又は高等学校等就学支援金制度において既に提出済みの課税証明書等の内容と変更がない場合は、添付を省略することができます。省略する場合は、下表の添付省略欄にレ印を付けてください。

氏名	生徒との続柄	添付省略	氏名	生徒との続柄	添付省略
		<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>

*保護者等や収入の状況に変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。
・保護者等に変更があった場合 (離婚・死別、養子縁組 等)
・収入の状況に変更があった場合 (収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額 (課税標準額) 又は市町村民税の調整控除額の変更 等)

【4. 確認事項】

(次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。)

学び直し支援金を授業料に充てるとともに、学び直し支援金の支給に必要な事務手を学校設置者に委任することを了承します。

この制度において収集する個人情報について、高等学校等就学支援金制度、高知県が実施する高等学校等修学支援事業 (家計の急変への支援) 及び高校生等奨学給付金事業に利用することに同意します。

学校受付日 年 月 日 (学校において記入してください。)

【3. 保護者等の収入の状況について】

(1) 学び直し支援金の支給を受けようとする時期の区分 (いずれかの□にレ印を付けてください。)

4月～6月 (前年度の課税証明書等を添付) 7月～翌年6月 (今年度の課税証明書等を添付)

(2) 月1日時点 (□欄は申請・届出を行う月を記入。) における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。(次の①から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。)

(2) - 1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。

①	<input type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分 両親の課税証明書等を添付する場合
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分 (アからウまでのいずれかの□にレ印を付けてください。) (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、④から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。)
	<input type="checkbox"/>	ア 親権者の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかなる場合 (配偶者控除をうける親権者の市町村民税所得割額が30万円を超える場合を除く。)
	<input type="checkbox"/>	イ 親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割が課されていない場合
	<input type="checkbox"/>	ウ ・離婚、死別等により親権者が1名の場合、⑩親権がない場合は④ ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人 <input type="text"/> 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。)
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、 ・成人に達している場合、 ・未成年であるが市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等

(2) - 2 次の理由により、課税証明書等を添付しません。

⑥ 所得確認の対象が生徒本人 (親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合等) であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

⑦ 親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割を課されていない場合

(3) 課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄(⑥又は⑦)にレ印を付けた場合は不要です。) なお、(1)の課税証明書等の内容が、この事業又は高等学校等就学支援金制度において既に提出済みの課税証明書等の内容と変更がない場合は、添付を省略することができます。省略する場合は、下表の添付省略欄にレ印を付けてください。

氏名	生徒との続柄	添付省略	氏名	生徒との続柄	添付省略
		<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>

*保護者等や収入の状況に変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。
・保護者等に変更があった場合 (離婚・死別、養子縁組 等)
・収入の状況に変更があった場合 (収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額 (課税標準額) 又は市町村民税の調整控除額の変更 等)

【4. 確認事項】

(次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。)

学び直し支援金を授業料に充てるとともに、学び直し支援金の支給に必要な事務手を学校設置者に委任することを了承します。

この制度において収集する個人情報について、高等学校等就学支援金制度、高知県が実施する高等学校等修学支援事業 (家計の急変への支援) 及び高校生等奨学給付金事業に利用することに同意します。

学校受付日 年 月 日 (学校において記入してください。)

様式 1 (別紙) (表面) 略

様式 1 (別紙) (表面) 略

- ロ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
③法人である未成年後見人
④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ハ 【3. 保護者等の収入の状況について】(2)-1②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。

(2)②ウの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、親権者全員の課税証明書等を添付できない場合は、親権者が存在しない場合に含まれるものとして、(2)⑤から⑦までのいずれかに該当するものを選択してください。

ニ 【3. 保護者等の収入の状況について】(2)-1①、③又は④に該当するときは、保護者全員の課税証明書等を添付してください。

ホ 【3. 保護者等の収入の状況について】(2)-1⑤イ、ウ又は⑥に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）1名分の課税証明書等を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。
（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

留意事項

イ 受給資格が認定された場合は、申請を行った月から支給を受けることができます。ただし、当該月の初日に在学していない場合は、翌月からの支給となります。

ロ 申請にあたっては、原則として、市町村民税の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額が記載されている課税証明書等の書類が必要です。これらが記載されていない課税証明書等を添付して申請書等が提出され、手続きの途中で不備があることが判明した場合、学び直し支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。

ハ 以下の者は、学び直し支援金の受給資格はありません。

- ① 過去に国公立を問わずに高等学校等（修業年限3年未満のものを除く。）を卒業し又は修了したことがある者
- ② 高等学校等就学支援金の支給を受けることができる者（高等学校等に在学した期間が通算して36月（高等学校等（定通）は48月）以内の者）
- ③ 平成26年3月31日以前に高等学校等に入学し、引き続き在学している者
- ④ 高等学校等を退学したことがない者
- ⑤ 学び直し支援金の支給を通算して12月（高等学校等（定通）は24月）受けた者
- ⑥ 学び直し支援金を受給しようとする者が、生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める高等学校等（以下「単位制高等学校等」という。）に入学した者である場合は、当該単位制高等学校等の卒業に必要な単位として認定を受けた単位数、当該単位制高等学校等における就学支援金の支給対象単位数及び学び直し支援金の支給対象単位数を合算した単位数が74単位を超える者
- ⑦ 保護者等の収入の状況により、経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者

ニ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。

ホ 偽りその他不正の手段により学び直し支援金の支給をさせた場合は、法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。

ヘ 受給資格の認定を受けた後は、原則毎年、高知県が定める期限までに、収入状況届出書を提出する必要があります。また、収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、税務署から発出される更正通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に収入状況届出書を提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合にも、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。収入状況届出書の提出がなく、その後、課税所得等の変更が発覚した場合には学び直し支援金の返納等が発生する可能性があります。

ト 正当な理由がなく高知県が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、学び直し支援金の支払が一時差し止められる場合がありますので、必ず提出してください。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- ロ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
③法人である未成年後見人
④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ハ 【3. 保護者等の収入の状況について】(2)-1②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。

(2)②ウの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、親権者全員の課税証明書等を添付できない場合は、親権者が存在しない場合に含まれるものとして、(2)④から⑥までのいずれかに該当するものを選択してください。

ニ 【3. 保護者等の収入の状況について】(2)-1①又は③に該当するときは、保護者全員の課税証明書等を添付してください。

ホ 【3. 保護者等の収入の状況について】(2)-1④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）1名分の課税証明書等を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。
（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

留意事項

イ 受給資格が認定された場合は、申請を行った月から支給を受けることができます。ただし、当該月の初日に在学していない場合は、翌月からの支給となります。

ロ 申請にあたっては、原則として、市町村民税の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額が記載されている課税証明書等の書類が必要です。これらが記載されていない課税証明書等を添付して申請書等が提出され、手続きの途中で不備があることが判明した場合、学び直し支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。

ハ 以下の者は、学び直し支援金の受給資格はありません。

- ① 過去に国公立を問わずに高等学校等（修業年限3年未満のものを除く。）を卒業し又は修了したことがある者
- ② 高等学校等就学支援金の支給を受けることができる者（高等学校等に在学した期間が通算して36月（高等学校等（定通）は48月）以内の者）
- ③ 平成26年3月31日以前に高等学校等に入学し、引き続き在学している者
- ④ 高等学校等を退学したことがない者
- ⑤ 学び直し支援金の支給を通算して12月（高等学校等（定通）は24月）受けた者
- ⑥ 学び直し支援金を受給しようとする者が、生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める高等学校等（以下「単位制高等学校等」という。）に入学した者である場合は、当該単位制高等学校等の卒業に必要な単位として認定を受けた単位数、当該単位制高等学校等における就学支援金の支給対象単位数及び学び直し支援金の支給対象単位数を合算した単位数が74単位を超える者
- ⑦ 保護者等の収入の状況により、経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者

ニ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。

ホ 偽りその他不正の手段により学び直し支援金の支給をさせた場合は、法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。

ヘ 受給資格の認定を受けた後は、原則毎年、高知県が定める期限までに、収入状況届出書を提出する必要があります。また、収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、税務署から発出される更正通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に収入状況届出書を提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合にも、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。収入状況届出書の提出がなく、その後、課税所得等の変更が発覚した場合には学び直し支援金の返納等が発生する可能性があります。

ト 正当な理由がなく高知県が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、学び直し支援金の支払が一時差し止められる場合がありますので、必ず提出してください。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式33 (県立)

文 書 番 号
年 月 日

学校名
受給権者 様

〇〇県立〇〇〇〇高等学校
学校長 〇〇 〇〇

高等学校等学び直し支援金支給決定 (支給予定) 通知書
(年 月 ~ 年 月分)

高等学校等学び直し支援金については、高知県教育委員会より下記のとおり決定されましたのでお知らせします。

なお、あなたに支給される高等学校等学び直し支援金は、上記の学校設置者である都道府県があなたが納めるべき授業料に係る債権の弁済に充てることとなります。

記

1 支給決定額 _____ 円

2 支給決定額内訳

(単位:円)

4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分
10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
4月分	5月分	6月分			

【注意事項】

- ※ この通知による支給決定額は支給対象期間における予定額であり、当該期間中の在籍状況や保護者の収入状況の変更等により、変更となる場合があります。
- この場合において、支給決定額が減額となるときは、所属する高等学校等に対して変更前と変更後の差額に相当する授業料を納付しなければならないことがあります。
- ※ 平成26年4月以降に入学した非課税世帯の方の場合は、高等学校等就学支援金に加え、授業料以外の教育費を支援する「高校生等奨学給付金」の受給が可能です。申請されていない場合は、保護者等がお住まいの都道府県や生徒等が通っている高等学校等にお問い合わせください (生徒が通う学校のある都道府県ではなく、保護者等の住所がある都道府県から支給されます。)

様式33 (県立)

文 書 番 号
令和 年 月 日

学校名
受給権者 様

〇〇県立〇〇〇〇高等学校
学校長 〇〇 〇〇

高等学校等学び直し支援金支給決定 (支給予定) 通知書
(年 月 ~ 年 月分)

高等学校等学び直し支援金については、高知県教育委員会より下記のとおり決定されましたのでお知らせします。

なお、あなたに支給される高等学校等学び直し支援金は、上記の学校設置者である都道府県があなたが納めるべき授業料に係る債権の弁済に充てることとなります。

記

1 支給決定額 _____ 円

2 支給決定額内訳

(単位:円)

4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分
10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
4月分	5月分	6月分			

【注意事項】

- ※ この通知による支給決定額は支給対象期間における予定額であり、当該期間中の在籍状況や保護者の収入状況の変更等により、変更となる場合があります。
- この場合において、支給決定額が減額となるときは、所属する高等学校等に対して変更前と変更後の差額に相当する授業料を納付しなければならないことがあります。
- ※ 平成26年4月以降に入学した非課税世帯の方の場合は、高等学校等就学支援金に加え、授業料以外の教育費を支援する「高校生等奨学給付金」の受給が可能です。申請されていない場合は、保護者等がお住まいの都道府県にお問い合わせください (生徒が通う学校のある都道府県ではなく、保護者等の住所がある都道府県から支給されません。)

様式 33 (市町村立)

文 書 番 号
年 月 日

学校名
受給権者 様

〇〇市長
〇〇 〇〇

高等学校等学び直し支援金支給決定 (支給予定) 通知書
(年 月 ~ 年 月分)

高等学校等学び直し支援金については、高知県教育委員会より下記のとおり決定されましたのでお知らせします。

なお、あなたに支給される高等学校等学び直し支援金は、下記の学校設置者が代理受領し、あなたが納めるべき授業料に充当します。

記

1 支給決定額 _____ 円

2 支給決定額内訳

(単位:円)

4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分
10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
4月分	5月分	6月分			

3 学校の設置者 _____ 〇〇市
(代理受領者)

【注意事項】

- ※ この通知による支給決定額は支給対象期間における予定額であり、当該期間中の在籍状況や保護者の収入状況の変更等により、変更となる場合があります。
- この場合において、支給決定額が減額となるときは、所属する高等学校等に対して変更前と変更後の差額に相当する授業料を納付しなければならないことがあります。
- ※ 平成26年4月以降に入学した非課税世帯の方の場合は、高等学校等就学支援金に加え、授業料以外の教育費を支援する「高校生等奨学給付金」の受給が可能です。申請されていない場合は、保護者等がお住まいの都道府県や、生徒等が通っている高等学校等にお問い合わせください (生徒が通う学校のある都道府県ではなく、保護者等の住所がある都道府県から支給されます。)

様式 33 (市町村立)

文 書 番 号
令和 年 月 日

学校名
受給権者 様

〇〇市長
〇〇 〇〇

高等学校等学び直し支援金支給決定 (支給予定) 通知書
(年 月 ~ 年 月分)

高等学校等学び直し支援金については、高知県教育委員会より下記のとおり決定されましたのでお知らせします。

なお、あなたに支給される高等学校等学び直し支援金は、下記の学校設置者が代理受領し、あなたが納めるべき授業料に充当します。

記

1 支給決定額 _____ 円

2 支給決定額内訳

(単位:円)

4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分
10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
4月分	5月分	6月分			

3 学校の設置者 _____ 〇〇市
(代理受領者)

【注意事項】

- ※ この通知による支給決定額は支給対象期間における予定額であり、当該期間中の在籍状況や保護者の収入状況の変更等により、変更となる場合があります。
- この場合において、支給決定額が減額となるときは、所属する高等学校等に対して変更前と変更後の差額に相当する授業料を納付しなければならないことがあります。
- ※ 平成26年4月以降に入学した非課税世帯の方の場合は、高等学校等就学支援金に加え、授業料以外の教育費を支援する「高校生等奨学給付金」の受給が可能です。申請されていない場合は、保護者等がお住まいの都道府県にお問い合わせください (生徒が通う学校のある都道府県ではなく、保護者等の住所がある都道府県から支給されます。)